

人第 26 号  
財第 13 号  
令和 2 年（2020 年）4 月 16 日

各県有施設所管課長 様

人 事 課 長  
財 政 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県有集客・集会施設  
の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、本日開催された「熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、県有施設の管理・運営について、別添資料のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

つきましては、施設の休館に当たり、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

1 新規使用申請の取扱い

- ・ 新規の使用申請は、原則として受け付けないこととするが、例外的に申請を受け付ける場合にあっては、以下の例示を参考に、あらかじめ条件を付した上で使用許可を行うこと。

（条件の例）

「今後の感染状況に応じ、休館期間が延長され、許可が取り消される可能性があります。」

2 入居するレストラン等の使用料等の取扱い

- ・ 県は、施設の全部又は一部を休館する期間中、当該施設の一部の貸付又は使用許可を受ける者が当該レストラン等を通常どおり使用できないとして休業した場合、その休業期間に係る貸付料や施設使用料については、收受しないこととする。

3 その他

- ・ 上記 1、2 のほか、取扱いに関し疑義等が生じる場合は、末尾担当者に相談すること。

【問合せ先】

人事課組織班（指定管理者制度）

井戸、前田（内線 3046）

財政課交付税班（県直営施設、財源等）

高橋、星子（内線 3283）

# 県有集客・集会施設の取扱いについて

令和2年4月16日 人事課

## 1 県内での行事の取扱い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県主催の大規模な行事等については、当面の間、原則として延期又は中止とするなどの対応を行っている。
- ・ また、民間団体及び企業に対しても、当該取扱いを周知し、協力を要請している。

## 2 政府の専門家会議からの提言

- ・ 4月1日に政府の専門家会議からは、「感染拡大警戒地域」では、地域レベルであっても、10人以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、「感染確認地域」では、人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策を行い、屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控える旨の対応が示されている。

## 3 県内での感染拡大の状況

- ・ 熊本市は「感染確認地域」であるが、感染者数が増加している。
- ・ また、その他の地域においても、有明、阿蘇保健所管内等で感染者が確認されるなど、県内での感染が拡大している。

## 4 県有施設の取扱い

県有施設の管理・運営についても、感染拡大防止を徹底するため、当面の間（5月6日（水）を目途として、適宜状況をみながら延長を判断（※））、次のように取り扱う。

※ 延長の判断については、県内における地域区分の判定等を踏まえ、行うこととする。

### （1）大規模なイベント等利用施設の休館

施設の所管課は、屋内で50人以上が集まる集会やイベントの利用が可能な県有集客・集会施設については、当該施設の全部又は一部を休館すること。

### （2）新規使用申請の受付停止等

施設の所管課は、施設再開の時期が見通せないことから、新規の使用申請は、原則として受け付けないこと。

なお、例外的に申請を受け付ける場合にあっては、今後の感染状況に応じ、休館期間が延長され、許可が取り消される可能性があることを条件として付すなど、慎重に対応する必要があること。

### （3）指定管理施設の取扱い

指定管理者制を導入する施設においては、上記について指定管理者が行うこととなるが、その場合は施設の所管課と指定管理者とで十分連携すること。